

# 中間連結財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	2024年9月期 (2024年9月30日)	2025年9月期 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	174,129	153,706
有価証券	88,395	115,239
貸出金	951,568	948,364
リース債権及びリース投資資産	11,903	11,365
その他資産	22,205	9,638
有形固定資産	11,129	10,438
無形固定資産	1,062	823
退職給付に係る資産	4,548	5,220
繰延税金資産	268	190
支払承諾見返	5,486	5,183
貸倒引当金	△27,392	△23,552
資産の部合計	1,243,303	1,236,618
<b>負債の部</b>		
預金	1,130,653	1,136,322
譲渡性預金	6,796	3,209
借入金	38,539	30,305
その他負債	14,350	13,142
賞与引当金	319	373
退職給付に係る負債	145	130
睡眠預金払戻損失引当金	32	28
偶発損失引当金	624	745
繰延税金負債	920	632
再評価に係る繰延税金負債	768	773
支払承諾	5,486	5,183
負債の部合計	1,198,637	1,190,846
<b>純資産の部</b>		
資本金	24,000	24,000
資本剰余金	27,287	27,287
利益剰余金	1,701	2,444
株主資本合計	52,988	53,731
その他有価証券評価差額金	△10,014	△10,118
土地再評価差額金	1,693	1,632
退職給付に係る調整累計額	△209	323
その他の包括利益累計額合計	△8,529	△8,163
非支配株主持分	207	204
純資産の部合計	44,666	45,772
負債及び純資産の部合計	1,243,303	1,236,618

## 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	2024年9月期 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)	2025年9月期 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
経常収益	11,629	12,498
資金運用収益	6,168	7,252
（うち貸出金利息）	(5,850)	(6,553)
（うち有価証券利息配当金）	(157)	(390)
役員取引等収益	1,833	1,677
その他業務収益	652	457
その他経常収益	2,974	3,111
経常費用	10,118	11,275
資金調達費用	272	1,144
（うち預金利息）	(206)	(1,031)
役員取引等費用	814	871
その他業務費用	501	588
営業経費	5,758	5,921
その他経常費用	2,771	2,748
経常利益	1,511	1,223
特別利益	97	1
特別損失	125	0
税金等調整前中間純利益	1,483	1,224
法人税、住民税及び事業税	24	36
法人税等調整額	449	71
法人税等合計	474	108
中間純利益	1,008	1,115
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△24	△2
親会社株主に帰属する中間純利益	1,033	1,117

## 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	2024年9月期 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)	2025年9月期 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
中間純利益	1,008	1,115
その他の包括利益	△341	414
その他有価証券評価差額金	△378	416
退職給付に係る調整額	37	△1
中間包括利益	667	1,530
<b>(内訳)</b>		
親会社株主に係る中間包括利益	693	1,530
非支配株主に係る中間包括利益	△25	0

## 中間連結株主資本等変動計算書

2024年9月期 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	34,183	39,381	△21,722	51,842
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			1,033	1,033
資本金から剰余金への振替	△10,183	10,183		
欠損填補		△22,277	22,277	
土地再評価差額金の取崩			112	112
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	△10,183	△12,094	23,423	1,145
当中間期末残高	24,000	27,287	1,701	52,988

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△9,636	1,806	△246	△8,076	232	43,998
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する中間純利益						1,033
資本金から剰余金への振替						
欠損填補						
土地再評価差額金の取崩						112
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△377	△112	37	△452	△25	△478
当中間期変動額合計	△377	△112	37	△452	△25	667
当中間期末残高	△10,014	1,693	△209	△8,529	207	44,666

2025年9月期 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位: 百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	24,000	27,287	1,326	52,613
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			1,117	1,117
土地再評価差額金の取崩			0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	—	—	1,118	1,118
当中間期末残高	24,000	27,287	2,444	53,731

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△10,532	1,632	324	△8,575	203	44,241
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する中間純利益						1,117
土地再評価差額金の取崩						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	413	△0	△1	412	0	412
当中間期変動額合計	413	△0	△1	412	0	1,530
当中間期末残高	△10,118	1,632	323	△8,163	204	45,772

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2024年9月期 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)	2025年9月期 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	1,483	1,224
減価償却費	430	409
減損損失	64	0
貸倒引当金の増減 (△)	△4,427	△2,235
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△36	△3
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△207	△128
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	2	△17
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△35	△10
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△166	△58
資金運用収益	△6,168	△7,252
資金調達費用	272	1,144
有価証券関係損益 (△)	209	14
固定資産処分損益 (△は益)	△36	△1
貸出金の純増 (△) 減	28,746	11,138
預金の純増減 (△)	△92,308	42,910
譲渡性預金の純増減 (△)	573	389
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△20,118	△1,030
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	947	△412
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	488	△58
資金運用による収入	6,016	6,857
資金調達による支出	△184	△830
その他	7,169	1,392
小計	△77,284	53,440
法人税等の還付額	38	40
法人税等の支払額	△96	△26
営業活動によるキャッシュ・フロー	△77,343	53,454
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△1,291	△10,214
有価証券の売却による収入	445	315
有価証券の償還による収入	20,614	2,134
有形固定資産の取得による支出	△92	△126
有形固定資産の売却による収入	322	29
無形固定資産の取得による支出	△33	△25
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△116	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,848	△7,886
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	△39	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△39	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△57,534	45,564
現金及び現金同等物の期首残高	231,042	106,421
現金及び現金同等物の中間期末残高	173,508	151,986

# 中間連結財務諸表

Kirayaka Bank

## 注記事項 (2025年9月期)

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 連結の範囲に関する事項
    - 連結される子会社及び子法人等 5社  
会社名 ・きらやかカード株式会社  
・きらやかリース株式会社  
・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社  
・山形ビジネスサービス株式会社  
・株式会社JimoTec
    - 非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。
  - 持分法の適用に関する事項
    - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。
    - 持分法適用の関連法人等  
該当事項はありません。
    - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。
    - 持分法非適用の関連法人等  
該当事項はありません。
  - 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項  
すべての連結される子会社及び子法人等の中間決算日は中間連結決算日(9月末日)と一致しております。
  - 会計方針に関する事項
    - 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
    - 有価証券の評価基準及び評価方法
      - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
      - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
    - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
    - 固定資産の減価償却の方法
      - 有形固定資産(リース資産を除く)  
有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 15年~50年  
その他 3年~6年
      - 無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
    - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
  - 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,055百万円であります。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金の計上基準  
役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。  
なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理  
なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
- 重要な収益及び費用の計上基準
  - 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係るサービスの提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。
  - ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
  - クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料(役務取引等収益)については、当中間連結会計期間末における被保証債残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。
- 重要なヘッジ会計の方法
  - 金利リスク・ヘッジ  
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
  - 為替変動リスク・ヘッジ  
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。
- 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

### 中間連結貸借対照表関係

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、リース債権及びリース投資資産、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,558百万円
危険債権額	46,119百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	559百万円
合計額	58,237百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。  
2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,198百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産

有価証券	14,877百万円
現金預け金	2百万円
貸出金	89,568百万円

担保資産に対応する債務

預金	733百万円
借入金	23,000百万円

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、有価証券14,725百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金384百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,305百万円であります。このうち原契約が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が146,305百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,255百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 16,569百万円  
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は15,237百万円あります。

### 中間連結損益計算書関係

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益221百万円、償却債権取立益9百万円及び株式等売却益126百万円を含んでおります。  
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却37百万円及び株式等償却12百万円を含んでおります。  
3. 減損損失  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 中間連結株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	879,501	—	—	879,501	
合計	879,501	—	—	879,501	

(注) 当連結会計年度期首において自己株式はなく、当中間連結会計期間における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数について記載しておりません。

2. 配当に関する事項  
(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額  
該当事項はありません。  
(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

### 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	153,706百万円
当座預け金	△761百万円
普通預け金	△525百万円
定期預け金	△51百万円
その他	△381百万円
現金及び現金同等物	151,986百万円

### 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項  
2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注）参照。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	29,772	27,808	△1,964
その他有価証券	83,294	83,294	—
(2) 貸出金	948,364		
貸倒引当金（※2）	△22,582		
	925,782	918,697	△7,085
資産計	1,038,849	1,029,800	△9,049
(1) 預金	1,136,322	1,136,469	146
(2) 譲渡性預金	3,209	3,208	△0
(3) 借入金	30,305	30,322	16
負債計	1,169,837	1,170,000	162

(※1) 当中間連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1) (※2)	1,330
組合出資金(※3)	842

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	190	15,008	15,198
株式	1,190	—	—	1,190
その他	—	65,843	—	65,843
資産計	1,190	66,033	15,008	82,231

(※) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,063百万円です。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位: 百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(※1)
	損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
1,036	—	27	—	—	—	1,063	—

- (※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
- (※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	27,808	—	—	27,808
貸出金	—	—	918,697	918,697
資産計	27,808	—	918,697	946,505
預金	—	1,136,469	—	1,136,469
譲渡性預金	—	3,208	—	3,208
借入金	—	22,998	7,323	30,322
負債計	—	1,162,676	7,323	1,170,000

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていないとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私券債	割引現在価値法	割引率	0.14% - 0.84%	0.43%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年9月30日)

(単位: 百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への影響	レベル3の時価からの影響	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
	損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券							
その他有価証券							
私券債	16,105	△3	△13	△1,080	—	—	15,008

(※1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合には、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私券債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

### 有価証券関係

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

#### 1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	29,772	27,808	△1,964
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	29,772	27,808	△1,964
合計	29,772	27,808	△1,964	

#### 2. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,164	845	318
	債券	487	485	2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	487	485	2
	その他	1,110	992	117
小計	2,761	2,322	439	
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	25	38	△12
	債券	14,711	14,946	△235
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	14,711	14,946	△235
	その他	65,796	76,100	△10,303
小計	80,533	91,084	△10,551	
合計	83,294	93,406	△10,112	

#### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2百万円（うち、債券2百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

### 金銭の信託関係

#### 1. 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

### 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	12,498
うち役員取引等収益	1,677
預金・貸出業務	920
為替業務	367
証券関連業務	49
代理業務	20
保護預り・貸金庫業務	11
保証業務	16
投信窓販業務	84
保険窓販業務	134
その他	73

(注) 役員取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

### 1 株当たり情報

1 株当たりの純資産額

51円81銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額

1円27銭

### 重要な後発事象

該当事項はありません。